昭和59年度の村政の施行にあたり

月潟村長　金子由征

昭和五十九年度を迎えるにあたり、世界的不況の中で、国・県ならびに地方自治体の財政はその影響を受け厳しい行財政運営が強く求められております。

本村のような自主財源の乏しい自治体にとりましては、行政執行者として、より以上に心して執行しなければならないと痛感いたしております。

「住民の多様化する御要望にお応えして事業を実施したり、環境整備を推進していく為には、国・県の補助事業を中心に推進していく以外に村の発展は望めないと考えております。今後も補助事業獲得の為、国・県との強力なつながりを深めながら将来を展望した施策を実行してまいる所存であります。」

本年度の行政の執行に当たりましては、次の諸点を重点に実施してまいりたいと考えております。第一に、生活環境の整備と住民の健康維持、管理の充実。

早期発見、早期治療を基本に、人間ドック助成を始め、循環器・胃・婦人ガン等の検診事業、並びに健康教育、相談等を強力に推進し、住民の健康づくりを進めます。

又、白根衛生センターし尿処理場の建設も積極的に推進いたします。

第二に、青少年の健全育成と学校教育の充実。

小・中学校の児童、生徒数の増加により、中学校は今年度一学級、小学校は来年度に一学級増が予測され、これに対応する施設の改善を図ってゆきたいと考えております。

又、奨学金制度の充実、小中体育施設の開放や、野球場、テニス場の有効利用により健全な活動、育成を図ります。

第三に、新農業構造改善事業の推進。

月潟村の果樹振興を図る為、土地基盤整備事業と近代化施設整備事業を推進します。

第四に、農村総合整備モデル事業の推進。

諸般の事情により遅れておりますが、今年度は事業費八〇〇〇万円で進ちょく率二九、三%を目指し、一年でも早く本事業が完遂するよう努力いたす所存であります。

第五に、地場産業並びに商工業の振興。

近年、車社会と、大型店舗等の影響により消費者の地元離れが見られ、これらに対処するため、地方産業育成資金、中小企業近代化資金の融資や、商工会、鎌産地振興事業に対する補助金の交付で、地元商店街の近代化や、地場産業の活性化を図ってまいります。

第六に、健全財政の堅持。

歳入としては、村税で二億六百四十三万八千円を見込み法人税、固定資産税、電気税の増もあり、前年対比二十四、四%増となっております。

地方交付税は、三億八千五百万を見込み、歳入総額の三十八、六%を占める状況となっております。

限られた財源を効率的に活用し、住民の要望に応える財政運営を行ない、これらを本年度の重点施策として実現に努力してまいる所存であります。

よろしく御協力と御指導をお願い申し上げます。

議会だより

59年度予算決まる

第一回定例会

昭和五九年第一回定例村議会は、三月十日から二十一日までの会期十二日間で審議が行われました。

付議された議案は、専決処分の承認二件、補正予算五件、当初予算四件、条例制定一件、条例改正十一件、村道の路線廃止一件、意見書の発議一件及び先の定例会から継続審議になっていた請願一件の合せて二十六件で、それぞれ次のとおり決まりました。

（以下審議の概要）

○報告第一号　専決処分の承認を求める件（一般会計補正予算第六号）

新幹線鉄道騒音防止委託事業費が増加し、精算事務が必要なため専決したものです。

（原案承認・全会一致）

○報告第二号　専決処分の承認を求める件（一般会計補正予算第七号）

除雪費が不足になったため専決したもので、五〇〇万円を追加し、九億四、一一〇万二千円にしたものです。

（原案承認・全会一致）

○議案第一号　月潟村長の昭和五九年三月分の給料月額の特例に関する条例の制定

村長の三月分の給料を一〇分の一減額するもので、国民健康保険の事務処理を適正に行なわなかったため住民に迷惑をかけたとして、管理者としての責任をとるものです。

（原案可決・全会一致）

○議案第二号　村道の路線廃止について

村道十二号線（西萱場から木滑まで）を農道整備事業で改良するため、村道を廃止するものです。改良部分は、ブルボンから木滑までの一、二四一メートルの計画です。

（原案可決・全会一致）

○議案第三号　月潟村学校給食共同調理場設置条例の一部改正

今まで、運営委員会を設置して運営をしていましたが、事務機構改善のため運営委員会を廃止し、教育委員会が直接管理運営することにしたものです。

（原案可決・全会一致）

○議案第四号　月潟村営水泳プール設置及び管理に関する条例の一部改正

議案第三号と同じ趣旨で改正されたものです。

（原案可決・全会一致）

○議案第五号　月潟村特殊児童生徒就学援助条例の一部改正

この条例改正は、特殊学校の範囲をはっきりさせることと条例の整備のために行なったものです。

（原案可決・全会一致）

○議案第六号　月潟村国民年金印紙購買基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正

国民年金の保険料が四月から、月額五、八三〇円が六、二二〇円に改定されるため、基金の額を一、四〇〇万円から一、六〇〇万円に改正するものです。

（原案可決・全会一致）

○議案第七号　月潟村税条例の一部改正

この条例改正は、本年度から村民税、固定資産税の前納報奨金を廃止することと、個人の住民税にかかる地方税法の臨時特例に関する法律が施行されたことにより基礎控除及びその他の控除を七千円引上げるものです。

（原案可決・全会一致）

○議案第八号　月潟村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正

村三役の給料の改正については、広報二月号でお知らせしたとおりですが、報酬等審議会の答申どおり議決されました。改正は四月一日からです。

村　長　月額四七万円
助　役　〃　三六万五千円
収入役　〃　三三万七千円

（原案可決・全会一致）

○議案第九号　月潟村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

これも広報二月号でお知らせしたとおりですが、次のとおり改正することになりました。改正は四月一日からです。

議　長　月額　一五万円
副議長　月額一二万二千円
議　員　月額一一万一千円

（原案可決・全会一致）

○議案第一〇号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

非常勤特別職の報酬は、次のとおり改正されました。改正はいずれも四月一日からです。

○農業委員会
会　長　月額三万一、五〇〇円
会長代理　月額二万四、〇〇〇円
委　員　月額二万一、〇〇〇円

○教育委員会
委員長　月額一万八、〇〇〇円
委　員　月額一万六、二〇〇円

○選挙管理委員会
委員長　年額　三万円
委　員　年額二万六、〇〇〇円

○国保運営協議会
会　長　年額一万五、〇〇〇円
委　員　年額一万三、〇〇〇円

○監査委員
知識経験　月額一万八、五〇〇円
議会選出　月額一万六、二〇〇円

（原案可決・全会一致）

○議案第一一号　月潟村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

村三役の給料改正にあわせて改正するもので、四月一日から二五万四千円に改正されました。

（原案可決・全会一致）

○議案第一二号　月潟村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

消防団員の報酬は、四月一日から次のように改正になりました。（年額）

団　長	五万二、一〇〇円
副団長	三万七、六〇〇円
分団長	二万八、三〇〇円
副分団長	二万一、四〇〇円
部　長	一万六、八〇〇円
班　長	一万一、六〇〇円
団　員	八、七〇〇円

（原案可決・全会一致）

○議案第一三号　月潟村職員の給与に関する条例の一部改正

課長の管理職手当の額を改正するもので、給料月額の一〇〇分の七を一〇〇分の八に改めるものです。

（原案可決・全会一致）

○議案第一四号　昭和五八年